

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第12章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		特定施設入居者生活介護(第12章)					
		通常		条文	外部サービス利用型		
		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護	
申請者		介護保険法 施行規則 126の4の2	有料老人ホーム、軽費老人ホーム(社会福祉法人)		介護保険法 施行規則 126の4の2	有料老人ホーム、軽費老人ホーム(社会福祉法人)、 養護老人ホーム(社会福祉法人)	
基本方針		174	①特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 ②安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 ③養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第五節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。		192の3	①特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 ②事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。	
人員基準	従事者の員数	生活相談員	・常勤で1人以上 ・常勤換算で利用者が100人に対し1人以上	・常勤で1人以上 ・常勤換算で利用者と介護サービス利用者の総数が100人に対し1人以上	192の4	・常勤専従で1人以上 ・常勤換算で利用者が100人に対し1人以上 ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事できる。	・常勤専従で1人以上 ・常勤換算で利用者と介護サービス利用者の総数が100人に対し1人以上 ・利用者と介護サービス利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事できる。
		看護職員	常勤換算で要介護者である利用者が3人に対し1人以上  (看護職員) ・利用者数30を超えない 常勤換算で1人以上 ・利用者数30を超える 常勤換算で50人に1 ・常勤で1人以上	常勤換算で利用者が3人に対し1人以上 要支援1の場合 10人に対し1人以上  (看護職員) ・総利用者数30を超えない 常勤換算で1人以上 ・総利用者数30を超える 常勤換算で50人に1 ・常勤で1人以上		—	—
		介護職員	(介護職員) ・常に1以上 ・常勤で1人以上	(介護職員) ・常に1以上(介護予防サービスのみを提供する宿直時間帯を除く) ・常勤で1人以上 ※介護予防サービスのみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りる。		常勤換算で利用者が10人に対し1人以上	常勤換算で利用者が10人に対し1人以上 介護予防サービス利用者 30人に対し1人以上
		機能訓練指導員	・1以上 ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 ・他の職務に従事できる。	—		—	
		計画作成担当者	・介護支援専門員 専従で1以上 ・利用者数100人に対し1を標準 ・特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者 ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事できる。	・介護支援専門員 常勤専従で1以上 ・利用者100人に対し1を標準 ・特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者 ・利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事できる。		—	—
		その他	—	—		従業者 常に1以上(宿直時間帯を除く)	—

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第12章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		特定施設入居者生活介護(第12章)			
		通常		外部サービス利用型	
		条文		条文	
			特定施設入居者生活介護のみ 特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護のみ 特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護
	管理者	176	専従 (ただし、管理上支障がない場合は、施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)	192の5	専従 (ただし、管理上支障がない場合は、施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第12章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		特定施設入居者生活介護(第12章)					
		条文	通常		条文	外部サービス利用型	
			特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護
設備基準	設備備品	耐火建築物または準耐火建築物	177	①建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。(利用者の日常生活のために利用しない附属の建物を除く。) ②都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。	192の6	①建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。(利用者の日常生活のために利用しない附属の建物を除く。) ②都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。	
		介護居室(居室)		・定員1人(利用者の処遇上必要と認められる場合は2人) ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ・地階に設けてはならない。 ・出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設ける。		・定員1人(利用者の処遇上必要と認められる場合は2人) ・居室の面積が25㎡以上の場合には、食堂を設けないことができる。 ・プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ・地階に設けてはならない。 ・出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設ける。 ・非常通報装置又はこれに代わる設備を設ける。	
		一時介護室		介護を行うために適当な広さを有すること。 (他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合は設けなくてよい。)		-	
		浴室		身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。		身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	
		便所		居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。		居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。	
		食堂		機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。		機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	
		機能訓練室		機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (他に機能訓練を行うために必要な広さの場所が確保できる場合は設けなくてよい。)		-	
		消火設備、非常災害設備		必要な設備を設ける。		必要な設備を設ける。	
		その他		・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。 ・構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。		・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。 ・構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。	

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第12章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		特定施設入居者生活介護(第12章)				
		通常		条文	外部サービス利用型	
		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護
運営基準	内容及び手続の説明及び契約の締結等	178	①入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 ②契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 ③より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しなければならない。	192の7	①あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 ②契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 ③より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。	
	受給資格等の確認	192 (11準用)		①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	192の12 (11準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	192 (12準用)		①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	192の12 (12準用)	同左
	指定特定施設入居者生活介護の提供の開始	179	①正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んではならない。 ②入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。	192の12 (179準用)	同左	
			③入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 ④利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。		同左	
	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	180		有料老人ホームである指定特定施設においてサービスを提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。	192の12 (180準用)	同左
	サービス提供の記録	181		①サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 ②提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	192の12 (181準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第12章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		特定施設入居者生活介護(第12章)					
		条文	通常		条文	外部サービス利用型	
			特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護
運営基準	利用料等の受領	182	①法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③その他、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 二 おむつ代 三 指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められるもの ④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		192の12 (182準用)	同左	
	保険給付の請求のための証明書の交付	192 (21準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。		192の12 (21準用)	同左	
	取扱方針	183	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。 ②特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 ③懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ④利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑤身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑥自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		192の12 (183準用)	同左	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第12章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		特定施設入居者生活介護(第12章)					
		条文	通常		条文	外部サービス利用型	
			特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護
運営基準	計画の作成	184	①管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 ③利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 ④原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 ⑤特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。 ⑥特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 ⑦第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。		192の12 (184準用)	同左	
	介護	185	①介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 ②自ら入浴が困難な利用者について、一週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。 ③利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 ④利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。		-	-	
	機能訓練	192 (132準用)	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。		-	-	
	健康管理	186	指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。		-	-	
	相談及び援助	187	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。		192の12 (187準用)	同左	
	利用者家族との連携等	188	常に利用者家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		192の12 (188準用)	同左	
	利用者に関する市町村への通知	192 (26準用)	利用者が次の一、二に該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。		192の12 (26準用)	同左	

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第12章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		特定施設入居者生活介護(第12章)					
		条文	通常		条文	外部サービス利用型	
			特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護
運営基準	緊急時等の対応	192 (51準用)	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。		192の12 (51準用)	同左	
	管理者等の責務	192 (52準用)	①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従事者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。		192の12 (52準用)	同左	
	受託居宅サービスの提供	-	-		192の8	①特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。 ②受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。	
	運営規程	189	一 事業の目的及び運営の方針 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 三 入居定員及び居室数 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 九 その他運営に関する重要事項 を定めておかななければならない。		192の9	一 事業の目的及び運営の方針 二 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員及び居室数 四 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 七 施設の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 その他運営に関する重要事項 を定めておかななければならない。	
	受託居宅サービス事業者への委託	-	-		192の10	①受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。 ②受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。 ③提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護とする。 ④事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 ⑤受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものは、利用者の状況に応じて、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結する。 ⑥指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。 ⑦受託居宅サービス事業者は、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。 ⑧受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。	

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第12章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		特定施設入居者生活介護(第12章)					
		条文	通常		条文	外部サービス利用型	
			特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護
運営基準	勤務体制の確保等	190	①利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。 ②施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 ③サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 ④特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		192の12 (190準用)	同左	
	非常災害対策	192 (103準用)	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。		192の12 (103準用)	同左	
	衛生管理等	192 (104準用)	①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		192の12 (104準用)	同左	
	協力医療機関等	191	①利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。 ②あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。		-	-	
	掲示	192 (32準用)	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。		192の12 (32準用)	同左	
	秘密保持等	192 (33準用)	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。		192の12 (33準用)	同左	
	広告	192 (34準用)	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。		192の12 (34準用)	同左	
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	192 (35準用)	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを手利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		192の12 (35準用)	同左	

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第12章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		特定施設入居者生活介護(第12章)				
		通常		条文	外部サービス利用型	
		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設入居者生活介護のみ	特定施設入居者生活介護 +介護予防特定施設入居者生活介護
運営基準	苦情処理	192 (36準用)	①提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②提供したサービスに関し、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	192の12 (36準用)	同左	
	地域との連携等	191の2 192 (36の2準用)	・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 ・提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	191の12 (36の2、 191の2準用)	同左	
	事故発生時の対応	192 (37準用)	①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	192の12 (37準用)	同左	
	会計の区分	192 (38準用)	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。	192の12 (38準用)	同左	
	記録の整備	191の3	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 特定施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 結果等の記録 五 市町村への通知に係る記録 六 内容等の記録 七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八 居宅介護サービス費の代理受領の同意及び被保険者の氏名等が記載された書類	192の11	①従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 特定施設サービス計画 二 受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 三 結果等の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 提供した具体的なサービスの内容等の記録 八 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 九 結果等の記録 十 居宅介護サービス費の代理受領の同意及び被保険者の氏名等が記載された書類	